

### 施設評価調書

基準日 令和7年3月31日

施設名	下田市立稻生沢公民館			施設番号	10007
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設
所管課	教育委員会生涯学習課				

## 設置目的の達成度

計画と実績

施設名	下田市立稻生沢公民館				施設番号	10007
設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため					
運営事業名	R5年度実績値	R6年度目標値	R6年度実績値	対前年度比	目標達成率	評価
公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	44人	50人	53人	120.5%	106.0%	A
公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	4,455人	4,900人	3,987人	89.5%	81.4%	B
				-	-	
				-	-	
				-	-	
				-	-	
設置目的に対する総合評価						B
目的達成度 の評価基準	①参加者数 * 実施数 (複数講座がある場合は全講座の合計) ②利用者合計人数 <b>評価 : 目標値達成率</b> A→100%、B→100%未満80%以上、C→80%未満60%以上、D→60%未満40%以上、E→40%未満					

現状分析

運営事業の意義と現状	<p>①市の厳しい財政状況の中、限られた予算内で公民館講座を企画している。受講者は前年度に比べ7人減少した。</p> <p>②公民館の総利用者数については、利用者数が前年度比886名上昇となった。</p>
上記の原因	<p>前年度より講座の開催が1回少なかったため、受講者数が減少した</p>

#### 次年度以降への改善点

# 施設評価調書

基準日 令和7年3月31日

施設名	下田市立稻生沢公民館			施設番号	10007
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設
所管課	教育委員会生涯学習課				

## 効率性

### 計画と実績

効率性指標		R5年度実績値	R6年度目標値	R6年度実績値	対前年度比	目標達成率
①利用単位 当たり経費	A 施設総利用者数	4,455 人	4,900 人	3,987 人	89.49%	81.37%
	B 下田市年間経費	1,604,738 円	2,556,409 円	2,556,409 円	159.30%	100.00%
	B／A	360.21 円	521.72 円	641.19 円	178.00%	81.37%
②光熱水費		402,408 円	468,348 円	468,348 円	116.39%	100.00%
効率性指標の考え方等		A利用者人数：公民館利用者人数 B年間経費：総額と事務に係る人件費（職員人件費÷職員数）＊1/40人工				

### その他の指標

受益者負担 の適正性	区分	説明	単位	R4年度	R5年度	R6年度
	①使用料原価	1 m <sup>2</sup> 1 時間当たりの原価	円	円	円	円
	②稼動割原価率	年間経費を年間収入で賄えない比率	%	%	%	%
	③ 1 m <sup>2</sup> 1 時間適正使用料	① × ②	円	円	円	円
	④現行 1 m <sup>2</sup> 1 時間使用料の平均	大・小ホール、会議室、楽屋等の平均値	円			円
	⑤適正化計画	大・小ホール、会議室、楽屋等の見直し				

運営に掛かる税負担 (市民負担)	年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(予算)
	人口（4月1日：人）		20,287	19,963	19,545	19,016
	人口1人あたり（円/人）	運営経費	85	81	131	131

\* 人口1人あたりの運営経費：運営経費（支出計）／人口 \* 小数点以下切り上げ

\* 人口1人あたりの年間総経費：下田市負担年間総経費／人口 \* 小数点以下切り上げ

施設評価調書

基準日 令和7年3月31日

施設名	下田市立稻生沢公民館			施設番号	10007
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設
所管課	教育委員会生涯学習課				

## 利用者満足度調査

# 施設評価調書

基準日 令和7年3月31日

施設名	下田市立稻生沢公民館			施設番号	10007
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設

## 施設の概要

1 施設名 (愛称名)	下田市立稻生沢公民館			2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係			
3 所在地	下田市立野191番地			4 設置年月	平成6年1月			
5 総合計画の位置付け	基本計画の分野			分野2 子育て・教育				
	施策体系			施策4 生涯学習体制の充実				
6 設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため							
7 設置根拠	下田市立公民館設置管理条例							
8 施設の概要	施設の概要	敷地面積 746.47m <sup>2</sup> 建築面積 253.41m <sup>2</sup> 延床面積 455.18m <sup>2</sup> 構造 鉄骨造 地上2階 1F 事務室・大会議室・管理人室・湯沸室・トイレ 2F 小会議室・和室・図書コーナー・調理室・湯沸室・トイレ						
		実施事業の概要						
	料金体系 (利用料金)	主な利用料金	会議室等使用料 大会議室・小会議室・和室・調理室					
			名称		午前 (9:00-12:00)	午後 (13:00-17:00)	夜間 (18:00-21:00)	
			多目的ホール兼大会議室		2,100円	4,200円	2,100円	4,200円
			中会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円
			小会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円
			和室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円
		調理室		2,100円	-	2,100円	-	
				3,140円		4,200円		
減免内容		(使用料の減免) 第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。 (1) 市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共に催で使用するとき。(全額) (2) 公共団体の主催で法第20条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小中学校の主催で、園児、児童、若しくは生徒の教育のために使用するとき。(全額) (3) 公立小・中学校(市内の公立小・中学校を除く。)若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使用するとき。(5割減免) (4) 国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公共のために使用するとき(3割減免) (5) 全各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。(3割減免)						
	利用料金制度		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	施設運営方法	直接運営		指定管理者				
直接従事職員	館長1名(生涯学習課長兼任)、管理者2名							

# 施設評価調書

基準日 令和7年3月31日

施設名	下田市立稻生沢公民館			施設番号	10007
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設

## 施設の概要

9 市内の類似施設	下田市所有	他2公民館
	民間所有	地区集会所（自治会管理の地域コミュニティ施設）

10 取得費等の情報 (単位:円)	取得費及び財源内訳		R6年度末残高	備考
	建設事業費			
地質調査費		建物減価償却取得価格	149,178,000	減価償却の方法 ・既定額法 ・残存価1円 ・新設翌年度から償却 ・耐用年38年 ・建物経過年数29年
設計競技		建物年間減価償却額	3,625,026	
周辺整備				
用地購入		建物減価償却後残高	36,802,194	
実施設計料				
工事管理費				
取得価格 計		土地残高		
建設工事		建設工事残存価格		
電気設備工事		電気設備残存価格		
機械設備工事		機械設備残存価格		
備品購入費		物品減価償却後残高		
その他委託				
その他工事				
事務費				
財源内訳				
国・県支出金				
市債		市債残高	0	
一般財源				
基金繰入				

11 備考	
-------	--